

情報開示書面

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について



登録商標 第4680994号

2009年7月20日 作成

株式会社キタカタ

2022年9月20日 更新

フランチャイズ契約のご案内

株式会社キタカタ

フランチャイズ事業本部

店舗開発本部

〒950-0945

新潟市中央区女池上山1丁目5番17号

TEL (025) 285-7171

FAX (025) 284-2332

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々の為に、経済産業省の要請に基づき、中小小売商業振興法（以下、小振法という）及び中小小売商業振興法規則（以下、施行規則という）並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について（以下、フランチャイズガイドラインという）、に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなく出来る限り沢山の資料を読んだり第三者にも相談する等、十分に時間をかけて判断して下さい。もし不明な点や、この案内にない事でも確認したい事等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせ下さい。

またフランチャイズシステム一般の事や、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせ下さい。

社団法人日本フランチャイズチェーン協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門3丁目6番2号 第2秋山ビル1F

TEL : 03 (5777) 8701 (代表)

この案内は2009年7月20日に作成され、随時更新をし、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に提出しているものです。なお、本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して、調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をしていただく必要があります。

「越後秘蔵麺 無尽蔵」への加盟を希望される方へ
～フランチャイズ契約を締結する前に～

この度は、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討頂きまして誠に有り難うございます。

当社は「越後秘蔵麺 無尽蔵」の名のもとにラーメン店のフランチャイズシステムを展開しております。
当チェーンの店舗は、ラーメン事業として永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、店舗イメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展して参りました。

チェーン運営で一番大切な事は、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただく為には、お客様の信頼を得なくてはなりません。その為には、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられる事が必要です。
これを実現する為、当社チェーン経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守る事をお約束いただきます。従いまして、最初から「越後秘蔵麺 無尽蔵」とは異なる独自の経営手法を重視され、「越後秘蔵麺 無尽蔵」のノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、加盟をお勧めできません。

当社のチェーン店は、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。
当社はノウハウ、商品の開発等のシステムの整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、加盟店が単独で行う事が困難な業務を一手に引き受けるために、多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを、正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、それぞれの役割を忠実、且つ積極的に果たす事がフランチャイズ店舗経営の成功の鍵なのです。

「越後秘蔵麺 無尽蔵」の店舗経営をされる加盟者の成功が、当社の成長の源でありますので、当社の経営努力は加盟店の経営支援が中心となります。
この意味で、加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみ下さい。

目 次			
項 目	頁 数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	2		
越後秘蔵麺 無尽蔵 への加盟を希望される方へ	3		
第Ⅰ部 (株)キタカタと「越後秘蔵麺 無尽蔵」システムについて	5		
1. わが社の経営理念			
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	5	規則第10条第2号 " 第10条第5号 " 第10条第1号 " 第10条第3号	
3. 会社組織図	7		
4. 役員一覧	7	規則第10条第1号	
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	8	規則第10条4号	
6. 売上・出店状況(直近3事業年度加盟店数の推移)	10	規則第10条6号, 11条6号イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	11	規則第11条第6号ロ " 第11条第6号ハ " 第11条第6号ニ	
8. 訴訟件数	11	" 第10条第7号	
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点	12		
1. 契約の名称等	12		
2. 売上・収益予測についての説明	12		2-(2)- 1, 2-(3)-①
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ① 金銭の額または算定方法、② 性質、 ③ お支払いいただく時期、④ お支払いいただく方法、 ⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件	12	法11条1号, 規則11条1号イ～ホ	2-(2)-7③
4. オープンアカウント等の送金	12	規則第10条13号	3-(1)-1-②
5. オープンアカウント等の与信利率	12	規則第10条14号・15号	2-(2)-7⑤
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類、 ② 商品等の供給条件、③ 配送日・時間・回数に関する事項、 ④ 仕入先の推奨制度、⑤ 発注方法、 ⑥ 売買代金の決済方法、⑦ 返品、 ⑧ 在庫管理等、⑨ 販売方法 ⑩ 商品の販売価格について ⑪ 許認可を要する商品の販売について	13	法11条2号, 規則11条2号イ、ロ	2-(2)-7① 3-(1)-7 3-(3)
7. 経営の指導に関する事項	14	法11条3号、規則11条3号イ～ハ	2-(2)-ア②
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	14	法11条4号、規則11条4号イ、ロ	
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ① 契約期間、② 契約の更新の条件および手続き ③ 契約解除の条件および手続き ⑤ 契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等	14	法11条5号, 規則11条5号イ～ニ	2-(2)7⑦イ 2-(3)-④ 3-(1)-1-④
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 金銭の額又は算定方法、② その他徴収する金銭	15	規則10条12号, 11条7号イ～ニ	2-(2)-7④
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	15	" 第10条第8号	
12. テリトリー権の有無	15	" 第10条第9号	2-(2)-7⑧
13. 競業禁止義務の有無	15	" 第10条第10号	3-(1)-7
14. 守秘義務の有無	15	" 第10条第11号	
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	15	" 第10条第16号	
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	16	" 第10条第17号	
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	16		2-(2)-7⑥
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書	17		
後記2. 「フランチャイズ事業を始めるにあたって」中小企業庁			

第 I 部 (株)キタカタと「越後秘蔵麺 無尽蔵」のシステムについて

1. 我が社の経営理念

私達の使命は感動を創造し、お客様に喜んでいただく事。私たちは公正な立場で社会や環境に対する責務を果たし、常に感謝の気持ちを忘れずに、自己を磨き、成長し、お客様と全従業員、相互の幸福の実現を目指します。

我が社の「社是」

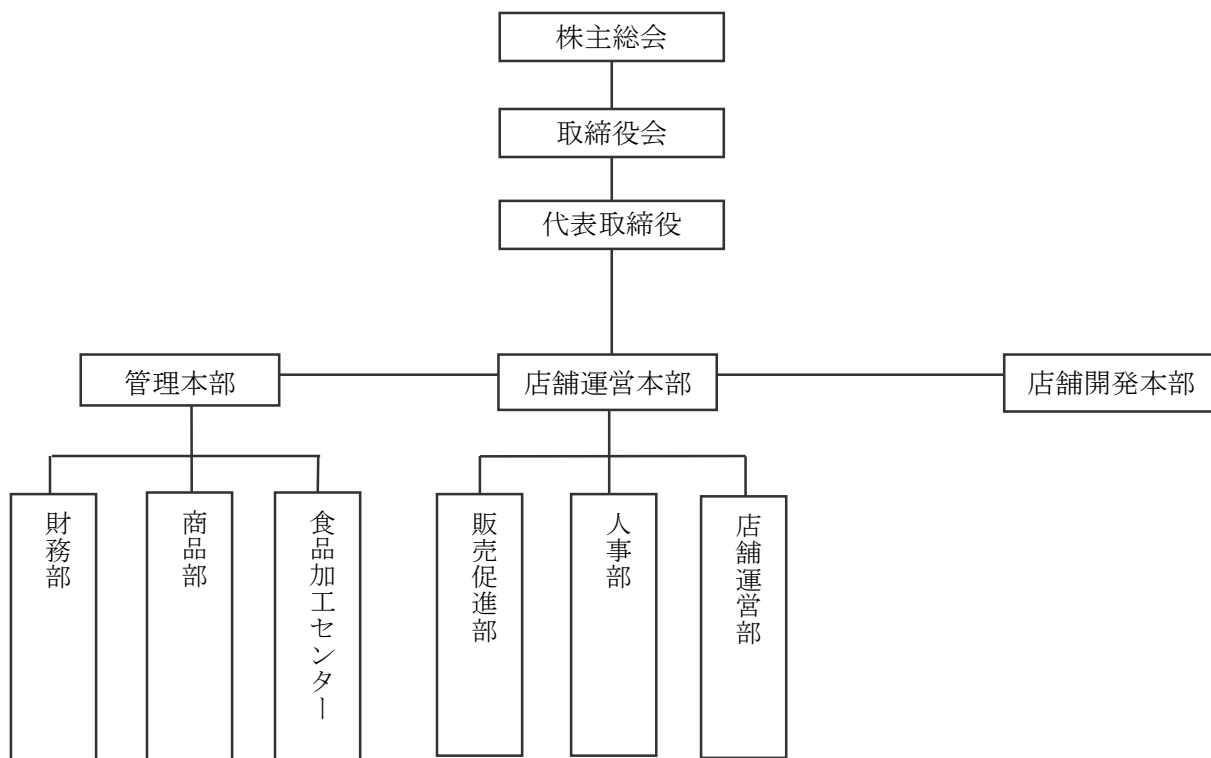
- ・ 元気
- ・ 感謝
- ・ 凡事徹底
- ・ 一致協力

2. 本部の概要 (令和4年5月末日現在)

- (1) 社 名 株式会社 キタカタ
- (2) 所在地 住所 〒950-0945 新潟市中央区女池上山1丁目5番17号
TEL (025) 285-7171 FAX (025) 284-2332
URL <http://kitakata.co.jp/>
- (3) 資本金 5,000万円
- (4) 設 立 昭和55年3月22日
- (5) 事業内容
- ①フランチャイズ並びにライセンスチェーン経営
越後秘蔵麺 無尽蔵 / 鳥から揚げ・焼鳥・おでん酒場 地鳥庵
会津喜多方ラーメン 蔵 / らーめん風伯
 - ②直営のチェーン店経営
海鮮料理 越後茶屋・釜めし五頭の山茂登
ブーランジェリーリリッカなどの運営
- (6) 他に行っている事業の種類 食品卸売事業
- (7) 事業の開始 昭和55年3月22日
- (8) 主要取引銀行 第四北越銀行本店・新潟信用金庫 出来島支店
JAバンク新潟県信連・大光銀行新潟支店
- (9) 従業員数 256名 (内パート・アルバイト 143名 : 8時間換算)
- (10) 本部の子会社の名称及び事業の種類等
(株)神戸インターナショナル (食品販売業)
- (11) 所属団体 社団法人 日本フランチャイズチェーン協会
社団法人 日本フードサービス協会

【 沿 革 】	
昭和55年	株式会社サカイゼネラルフーズ 設立
昭和63年	(有)喜多方食品 設立
昭和63年	フランチャイズ事業開始
昭和63年	3月20日会津喜多方ラーメン蔵フランチャイズ1号店を新潟県新潟市にオープン
平成4年	(株)サカイゼネラルフーズを、(株)キタカタに社名変更
平成7年	3月4日(有)喜多方食品を(株)神戸インターナショナルへ組織変更
平成10年	直営・フランチャイズ合わせ、100店舗突破
平成14年	12月10日地鳥庵フランチャイズ1号店を新潟県新潟市にオープン
平成15年	資本金を5千万円に増資 無尽蔵・地鳥庵など新FC業態の展開を鑑み、(株)ピカンス設立。
平成19年	6月1日 代表取締役役に坂井貴之が就任。 現在に至る
平成20年	11月26日越後秘蔵麺 無尽蔵フランチャイズ1号店を滋賀県草津市のイオンモール草津にオープン
平成23年	食品加工センターを新潟市南区に設置。
平成29年	2月25日らーめん風伯フランチャイズ1号店を山梨県南アルプス市にオープン

3. 会社組織図



4. 役員一覧

令和4年5月末日現在

代表取締役社長	坂井 貴之
常務取締役	伊藤 晃一郎
取締役	橋田 清寿
取締役	松 縄 剛
監査役	坂井 美恵子

5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書

貸借対照表

(単位：万円)

科 目		令和2年5月期	令和3年5月期	令和4年5月期
資 産 の 部	流動資産	64,497	66,164	72,083
	現金・預金	28,908	33,552	37,873
	売掛金	17,487	19,126	19,765
	棚卸資産	3,958	3,316	2,922
	その他の流動資産	14,144	10,170	11,523
	固定資産	223,829	214,606	197,535
	有形固定資産	165,143	158,313	145,499
	投資等	37,912	37,004	33,678
	その他の固定資産	20,774	19,289	18,358
	繰延資産	0	127	0
資産の部合計		288,326	280,899	269,618
負 債 の 部	流動負債	42,804	36,923	41,578
	買掛金	3,906	3,724	4,488
	短期借入金	23,203	23,203	24,703
	その他の流動負債	15,695	9,996	12,387
	固定負債	207,208	224,721	210,043
負債の部合計		250,013	261,645	251,621
資 本 の 部	資本金	5,000	5,000	5,000
	法定準備金			
	剰余金	33,313	14,253	12,997
	資本の部合計	38,313	19,253	17,997
負債・資本の部合計		288,326	280,889	269,618

損益計算書

(単位：万円)

	科 目	令和2年5月期	令和3年5月期	令和4年5月期
経 常 損 益 の 部	売上高	312,661	258,187	227,802
	売上原価	102,277	84,904	71,634
	売上総利益	210,383	173,282	156,168
	販売費及び一般管理費	217,526	186,227	161,102
	営業利益	▲7,143	▲12,944	▲4,934
	営業外収益	5,377	5,743	27,895
	営業外費用	4,708	5,201	4,491
	経常利益	▲6,474	▲12,403	18,470
特 別 損 益 の 部	特別利益	20	0	28
	特別損失	7,694	6,093	19,243
	税引前当期利益	▲14,148	▲18,496	▲745
	法人税等	600	563	512
	当期利益	▲14,748	▲19,059	▲1,257

6. 売上・出店状況：加盟店・直営店別

(1) 全店売上高推移

年 度	売上高（百万円）
平成29年5月期	4,584
平成30年5月期	4,608
令和元年5月期	4,387
令和2年5月期	3,810
令和3年5月期	3,229
令和4年5月期	2,947

(2) 店舗数推移

年 度	総店舗数（店）（加盟店と直営店の合計）
平成29年5月期	91
平成30年5月期	91
令和元年5月期	87
令和2年5月期	83
令和3年5月期	76
令和4年5月期	65

7. 加盟者の店舗に関する事項

- ・直近3事業年度の各事業年度内に、新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年 度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
令和2年5月期	3
令和3年5月期	0
令和4年5月期	0

※リニューアル店舗の場合はこれに含まない

- ・直近3事業年度の各事業年度内に、契約を途中で終了した加盟者の店舗数

年 度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
令和2年5月期	3
令和3年5月期	1
令和4年5月期	2

- ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年 度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
令和2年5月期	0	0
令和3年5月期	0	0
令和4年5月期	0	0

8. 訴訟件数

直近5事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年 度	加盟者または加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
平成30年5月期	0	0
平成元年5月期	0	0
令和2年5月期	0	0
令和3年5月期	0	0
令和4年5月期	0	0

第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称等 (フランチャイズ契約書の表題)

越後秘蔵麺 無尽蔵 フランチャイズ契約書

2. 売上・収益予測についての説明 (説明の有無・あればその概要)

売上高の予測は提示 (根拠は、通行量、過去の実績等を計算した合理的なもの)

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

① 金銭の額または算定方法

- (1) 加盟金 150万円 (税別)
- (2) 保証金 150万円 (非課税)
- (3) 研修費 60万円 (税別)
- (4) 企画開発料 60万円 (税別)

② 性質

- (1) 加盟金：フランチャイズ運営の許諾に対する対価
- (2) 保証金：加盟店が本部に対して負う事のある債務 (食材等買掛) の担保
- (3) 研修費：6年間の契約期間中、何名でも本社指定場所で研修を受ける事が出来る対価。
- (4) 企画開発料：本部の店舗開発料、およびデザイン料、設計料。

③ お支払いの時期

- (1) ~ (4) まで全てフランチャイズ契約締結時

④ お支払いの方法

- (1) ~ (4) まで全て当社指定の金融機関の口座に振込みまたは、契約締結時小切手持参。

⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件

- (1) 加盟金 (3) 研修費 いかなる理由があっても返還されない
- (2) 保証金 契約終了時に一切の債務を精算し、契約終了月の翌月末日に返還。

4. 売上金等の送金義務の有無・あれば概要 (オープンアカウント制度)

該当なし

5. 加盟店に対する金銭の貸付・貸付のあっせん等における与信利率

該当なし

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

- ① 加盟者に販売又はあっせんする商品の種類
(1) 生麺 (2) タレ・スープ類 (3) 肉類 (4) 餃子 (5) 本部指定の加工食品
(6) のぼり・ポスター (7) 制服 (8) POS (9) メニュー
- ② 商品等の供給条件
商品の仕入れにあたっては、当社または当社の指定する仕入先より、当社の指定する基準により行うものとする。但し、米・酒・野菜は出店地の地元業者より指定銘柄を仕入。
- ③ 配送日・時間・回数に関する事項
原則として、月～金曜日、毎日1回午前に納品。商品により週3回納品有り。
- ④ 仕入先の推奨制度
本事業の営業を行う上で、当社の定める商品品質・企画を守るために、加盟社は当社の配送センターを経由し商品を購入するものとする。尚、加盟者がセンターを経ない購入品については、当社が承認した場合を除き、認めない。
- ⑥ 発注方法
システムによる発注。
- ⑥ 売買代金の決済方法
チェーン本部の指定期日（月末締→翌月10日）に現金で本部指定口座に振り込む。
- ⑦ 返品
加盟者は原材料などの仕入について、検収後であっても本部提示の「食材価格一覧」に「返品可」と記載された物のみ返品することが出来る。
- ⑧ 在庫管理等
加盟店は研修時の教育内容に従い管理する。書式等については指定しない。
- ⑨ 販売方法
研修時の教育内容・マニュアルに従い販売を行う。
- ⑩ 商品の販売価格について
越後秘蔵麺 無尽蔵チェーンの統一的なイメージを確保するため、販売価格は当社規定の標準価格とする。（地域や出店ロケーションにより違う場合がある）
- ⑪ 許認可を要する商品の販売について
加盟店が当社の指定する商品以外のメニュー・商品を販売する場合は、無尽蔵ブランドイメージの維持・確立の為、予め当社の書面による承諾を必要とする。
当社の承諾無しでの販売は禁じる。

7. 経営の指導に関する事項

- ① 加盟に際しての研修等実施の有無
実施している

- ② 加盟に際し行われる研修の内容

対象者：店長（加盟者もしくは社員）および調理担当は実施期間30～40日間
ホール担当は7日間

会場：越後秘蔵麺 無尽蔵 研修店

研修内容：当社の経営理念・沿革・現状・将来、フランチャイズビジネスの概要、商品知識、店舗運営、経営手法についての講義と実技指導。

費用：研修費用は税別60万円。（6年間何名参加しても固定額）

受講者の宿泊費・飲食費は加盟者負担。会場までの交通費は加盟者負担。

- ③ 加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数

1) 開店時（オープン研修）

対象者：加盟者の店舗スタッフ全員

実施期間：開店日含み7日間以内。

場所：加盟店。

研修内容：店舗運営に関する基本オペレーションの確認、フォローアップ。

費用：研修費用は無料、スーパーバイザーの交通費、宿泊費、食費は加盟者負担。

2) 開店後（巡回）

対象者：加盟者の店舗スタッフ全員

実施期間：年間最低4回以上の巡回指導を受けなければならない。

場所：加盟店。

研修内容：店舗運営に関する基本オペレーションの確認、フォローアップ。

費用：スーパーバイザーの交通費、宿泊費のみ加盟者負担。

8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

- ① 当該使用させる商標、商号その他の表示

(a)

(b)

(c)



- ② 当該表示の使用についての条件

上記の商標・サービスマークは、当該チェーン店の経営を目的とする以外に使用できない。フランチャイズ契約が終了した場合は、ただちにこれらの商標・サービスマークの使用を中止し、撤去ないし抹消しなければならない。

9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項

- ① 契約期間： 6年
- ② 契約の更新の要件および手続き
契約満了3ヶ月前にチェーン本部と加盟社双方とも契約更新について異議がない場合、契約は期間満了後3年間の更新がなされる。什器備品と内装は、加盟者の自己投資を条件とする。
- ③ 契約解除の条件および手続き
契約期間または更新契約期間の満了3ヶ月前に、チェーン本部と加盟者いずれも相手方に対して、予告を与えて契約を終了されることができる。
- ④ 契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容等
契約解除の原因となった行為によって、または解約の前後にら一めん・中華一龍チェーンの信用を著しく傷つけた行為により、本部が被った損害額、賠償を請求することがある。

10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

- ① お支払いいただく金銭の額または算定方法
名称：ロイヤリティ。120,000円（税別）を本部に支払う。
- ② 金銭の性質
ロイヤリティ。ノウハウ・システムの継続使用、チェーン本部の継続的食材開発、および、のれんの対価。
- ③ 支払い時期
毎月月末に建物坪数から算定したロイヤリティを翌月10日までに支払う。
- ④ 支払い方法
本部指定の銀行口座に振込み。

11. 店舗の営業時間・営業日・休業日に関する義務等

年中無休。（ただし、店舗が入居する商業施設の休日により休業日あり）

12. テリトリー権の有無

テリトリー権はありません。

13. 競業禁止義務の有無

同業の兼業、同業他社への加盟は禁止。

14. 守秘義務の有無

営業上の秘密に関しては存在。

15. 店舗の構造と内外装についての特別義務

当チェーンの店舗イメージ統一の為、店舗の構造、内外装、設備、器具、備品は標準店舗の内外装仕様にしたがって工事、備えつけを行う。

16. 契約違反をした場合の違約金（金額）、その他の義務に関する事項等

ロイヤリティ・食材買掛金の1ヵ月以上の支払遅滞は、年利12%の損害金を本部に支払う。

加盟店が許諾条件に違反し、チェーン名、商標・サービスマークの使用を中止しない場合、違反行為を中止するまで、1店舗当たり日額5万円を違約金とする。これを超過する損害がある場合、その賠償をしなければならない。

17. 事業活動上の損失に対する補償の有無及びその内容等

加盟者が本事業によって、利益を受け、また損失を被ることへの本部の加盟店に対する補償はない。

後記1. 「フランチャイズ契約の為のチェックリスト」説明確認書

項目	頁数	確認年月日	確認印	
			説明者	加盟希望者
フランチャイズ契約のご案内	2			
越後秘蔵麺 無尽蔵 への加盟を希望される方へ	3			
第Ⅰ部 (株)キタカタと「越後秘蔵麺 無尽蔵」システムについて	5			
1. わが社の経営理念				
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	5			
3. 会社組織図	7			
4. 役員の役職名及び氏名	7			
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	8			
6. 売上・出店状況（直近3事業年度加盟店数の推移）	10			
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	11			
8. 訴訟の件数	11			
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点	12			
1. 契約の名称等	12			
2. 売上・収益予測についての説明	12			
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ① 金銭の額または算定方法 ② 性質 ③ お支払いいただく時期 ④ お支払いいただく方法 ⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件	12			
4. オープンアカウント等の送金	12			
5. オープンアカウント等の与信利率	12			
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 加盟者に販売又はあわせる商品の種類 ① 商品等の供給条件配送日・時間・回数に関する事項 ② 仕入先の推奨制度 ③ 発注方法 ④ 売買代金の決裁方法 ⑤ 返品 ⑥ 在庫管理等 ⑦ 販売方法 ⑧ 商品の販売価格について ⑨ 許認可を要する商品の販売について	13			
7. 経営の指導に関する事項	14			
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	14			
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項	14			
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ① ロイヤリティ ② その他徴収する金銭	15			

11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	15			
---------------------	----	--	--	--

項目	頁数	確認 年月日	確認印	
			説明者	加盟 希望者
12. テリトリ一権の有無	15			
13. 競業禁止義務の有無	15			
14. 守秘義務の有無	15			
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	15			
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	16			
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	16			
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書				
後記2. 「フランチャイズ事業を始めるにあたって」中小企業庁				

年 月 日

説明者

私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、

加盟希望者_____の理解をいただきました。

説 明 者_____ 印

加盟希望者

私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について

説明者_____より説明を受け、理解しました。

加盟希望者氏名_____ 印